

都市ガス事業の概要

松江市ガス事業経営検討委員会



わが国のエネルギー政策

エネルギー政策の3本柱(2度の石油危機以降)

- ・石油安定供給の確保
- ・石油代替エネルギーの開発・導入
- ・省エネルギーの推進

エネルギー政策基本法(H14.6)

- 基本方針
- ①安定供給の確保
 - ②環境への適合
 - ③市場原理の活用



都市ガス事業を取り巻く環境の変化(1)

高カロリー化への転換(熱量変更)

平成2年1月、通産省資源エネルギー庁の提言「IGF21計画」から、2010年(H22)を目標に主に天然ガスを原料とした高カロリー化を進めている。(松江市ガス局はH12、16年に都市ガス原料の天然ガス転換を実施済み)

実施しなければ、お客様に不便を掛けるのみでなく、将来のエネルギー基盤を失う。

しかし、天然ガス化には多大な投資(器具調整費用等で約10万円/件の費用)が必要で、中小の事業者には経営上大きな負担となっている。

都市ガス事業を取り巻く環境の変化(2)

エネルギー分野における規制緩和の進展

経営の効率化の促進で、コスト削減を目的とした制度改革・規制緩和が進められ、ガス事業法も改正されてきている。

電力	ガス
<ul style="list-style-type: none">・自由化範囲の拡大・市場の整備・現行の接続供給制度に関する条件改善・送電線整備に関するルール・送配電設備建設の自由化、系統運用のルール整備、中立化・送電部門と他部門の情報遮断の確実な担保・規制機関の独立性	<ul style="list-style-type: none">・小売自由化範囲の拡大・供給設備の整備促進・既存供給設備の第三者への開放・ガス産業全体の構造改革

都市ガス事業を取り巻く環境の変化(3)

最近のガス事業法の改正

年月日	内 容
H6. 6成立 H7. 6. 1施行	<ul style="list-style-type: none">・小売部分の自由化・大口供給の自由化
H11. 5成立 H11. 11. 19施行	<ul style="list-style-type: none">・料金引き下げ時の届出制導入・料金設定の柔軟化(選択約款制度導入)・大口供給の自由化範囲拡大(年間100万m³以上)
H15. 6成立 H16. 4. 1施行	<ul style="list-style-type: none">・託送供給の義務化・大口許可制を届出制へ移行・大口供給の自由化範囲の拡大<ul style="list-style-type: none">H16. 4～年間50万m³以上H19を目途に年間10万m³以上・卸供給規制の廃止



日本の環境政策(1)

京都議定書

- 1997年の国連気候変動枠組み条約第3回締約国会議で採択された、二酸化炭素などの温暖化ガス排出量の削減約束。
- 2004年11月のロシアの批准により発行条件が満たされ、京都議定書は2005年2月に発効。
- これにより、日本においては、2008年から2012年の5年間で、1990年レベルから6%の温室効果ガスを削減する国際的な義務が生じた。



日本の環境政策(2)

地球温暖化対策推進大綱⇒京都議定書達成計画

- 2002年3月に「地球温暖化対策推進大綱」を策定。
- 京都議定書が発効したことを受け、2004年度に行った大綱の評価・見直し作業の成果として、大綱を引き継ぐ「京都議定書目標達成計画」を策定(2005年4月閣議決定)。

地球温暖化対策推進法(地球温暖化対策の推進に関する法律)

- 地球温暖化の防止を目的とする世界最初の法律(1998年10月公布)。温室効果ガス総排出量を01年比で7%削減する等の数値目標が含まれている。
- 京都議定書を早期に発効させるため全力を尽くすとともに、総合的な国内制度構築の諸準備に万全を期していきたい。(環境大臣談話抜粋)
- 2002年6月に京都議定書の受諾について決定し、国連に受諾書を寄託した。同時に、法改定を行い公布した。



日本の環境政策(3)

改正地球温暖化対策推進法(平成18年度4月1日施行予定)

- 温室効果ガス算定排出量の報告(第21条の2第1項)
 - 一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者(特定排出者)は、温室効果ガスの排出量を算定し、事業所管大臣に報告することが義務付け。
- 情報提供等(第21条の8)
 - 特定排出者は、情報に対する理解に資するため、事業所管大臣に背景情報を任意に提供。



日本の環境政策(4)

省エネ法

- 正称, エネルギーの使用の合理化に関する法律。
- エネルギーの効率的な使用, 省エネの推進などを定める。
- 1998年に地球温暖化対策のため改正が行われ, 工場・事業所の省エネの推進強化、自動車・家電の省エネ基準達成にトップランナー方式の導入などが行われた。
- 同法に基づき 2000年から省エネラベルが導入された。

(三省堂「デイリー 新語辞典」より)



日本の環境政策(5)

改正省エネ法(H18.4.1施行)

■ 工場に係る措置

熱と電気の区分の一体化、熱電双方の知識を持つエネルギー管理士、管理員配置

■ 建築物に係る措置

非住宅建築物のストック対策の強化、住宅対策の強化

■ 機械器具に係る措置

トップランナー基準に液晶・プラズマTV等の追加と既基準の強化

■ 輸送に係る措置

輸送事業者(貨物・旅客)の義務の新設、荷主の義務の新設

■ 消費者に対する措置

エネルギー供給事業者の情報提供実施と実績報告、小売店の情報提供実施

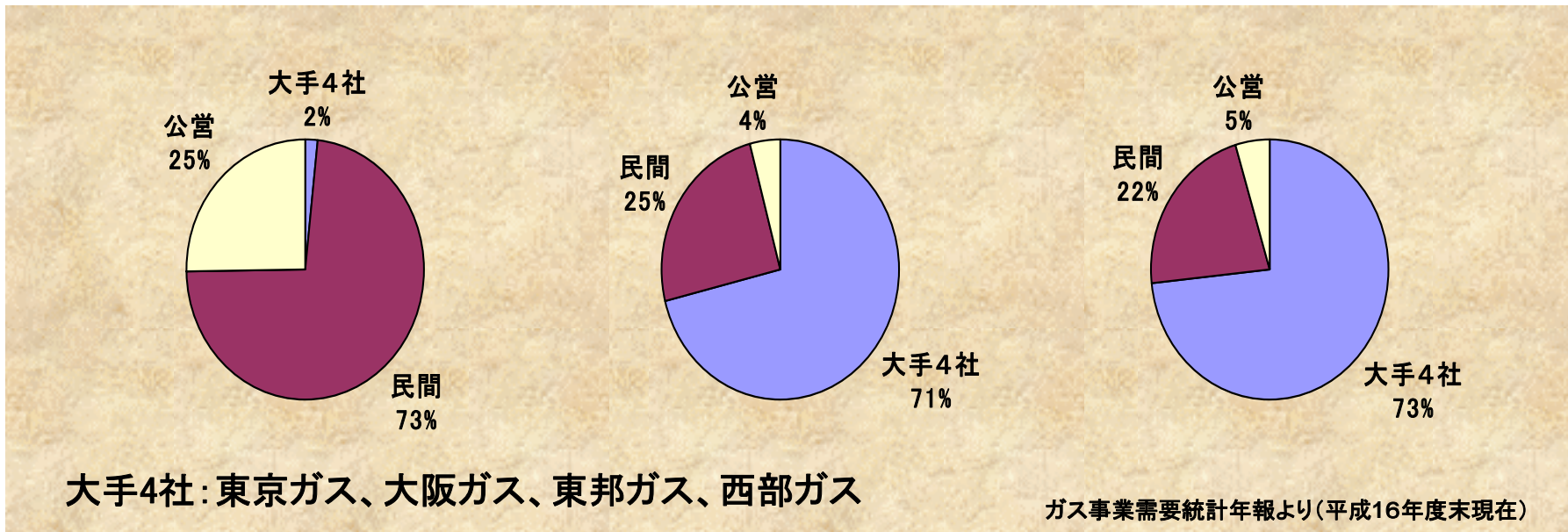
公営ガス事業の現状

都市ガス事業に占める公営の割合

ガス事業者数(全体228社)

家庭用お客さま数

ガス販売量



※全国 of ガス需要に占める公営割合は5%以下

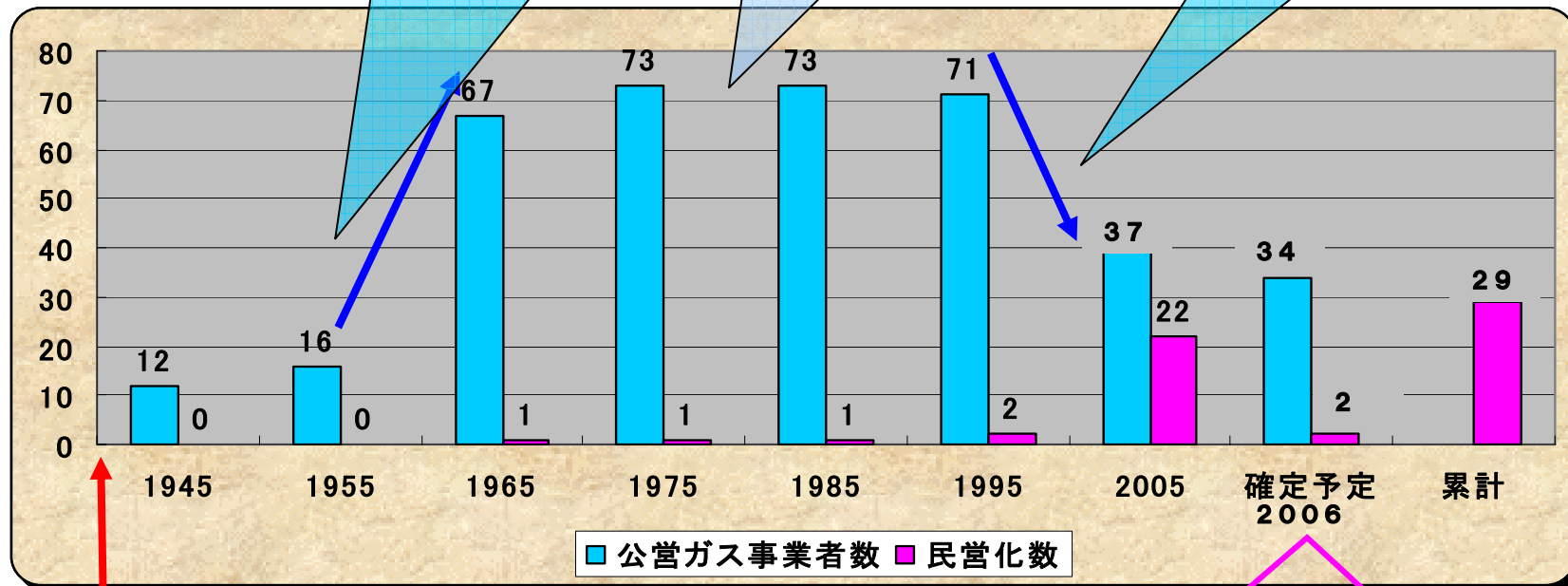
※平成17年11月現在のガス事業者数割合は、民間81%、公営17%

公営ガス事業者数の推移

戦後安定期に入り、エネルギーの安定供給に向け多数設立(東高西低)

1976年(長南町)以降新規設立なし

行革に併せた民営化の急増と平成の市町村合併による急減



松江市は1930年設立

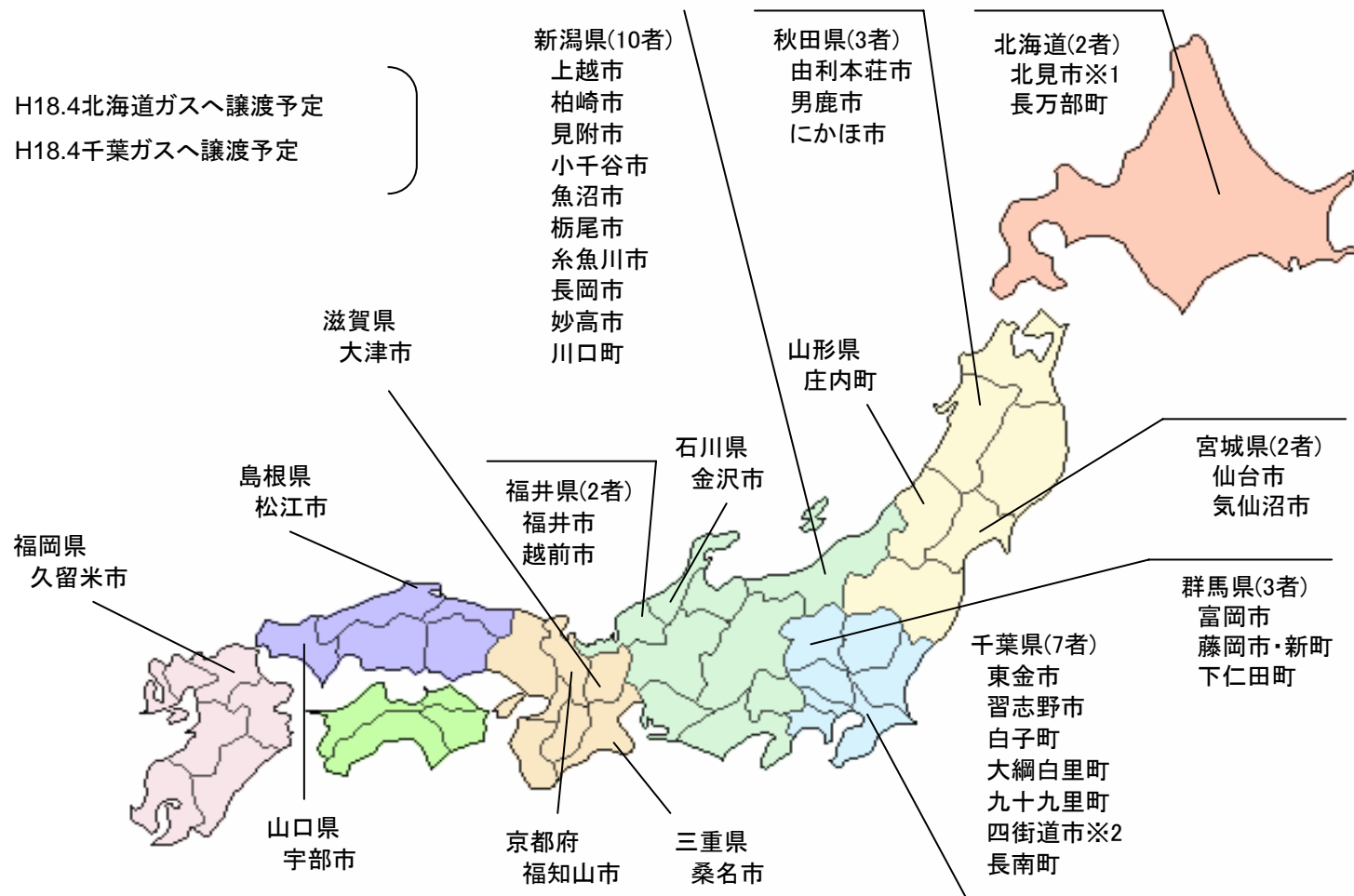
民営化の確定は、北見市、四街道市。
多数の事業所で検討されており、今後増加見込み。

公営ガス事業者マップ

(全37者、H17.11月現在)

※1 H18.4北海道ガスへ譲渡予定

※2 H18.4千葉ガスへ譲渡予定



公営ガス事業の民営化状況

1965～89 (3自治体)	1965美原町⇒大阪ガス株 1967羽曳野市⇒大阪ガス株 1977村上市⇒村上ガス株
1990～99 (4自治体)	1990旭市⇒総武ガス株 1995成東町⇒大多喜ガス株 1997千歳市⇒北海道ガス株 1998松山市⇒四国ガス株
2000～05 (20自治体)	2000三木市⇒大阪ガス株 2001天理市⇒大阪ガス株、秋田市⇒東部ガス株、西脇市⇒伊丹産業株 山形県⇒庄内中部ガス株、中条町⇒新発田ガス株、中津市⇒伊藤忠燃料株 2002能代市⇒のしろエネルギーサービス株、鴻巣市⇒東京ガス株 2003新潟市⇒北陸ガス株、佐賀市⇒佐賀ガス株 2004白根市⇒白根ガス株、小須戸町⇒越後天然ガス株、西川町⇒蒲原ガス株 篠山市⇒篠山都市ガス株、城崎町⇒豊岡エネルギーサービス株 2005吉田町⇒蒲原ガス株、分水町⇒蒲原ガス株、長野県⇒長野都市ガス株 燕市⇒白根ガス株
民営化進行中 (確定2)	北見市⇒北海道ガス、四街道市⇒千葉ガス 仙台市、久留米市、松江市など⇒検討中

公営ガス事業の民営化方式

方 式		施設所有	運営	備 考
施設・営業権の売却	1. 事業譲渡	民	民	
組織の民営化	2. 株式会社化	民	民	NTT方式、JR方式、 MBO/EBO方式
	3. 財団法人化	民	民	
事業の民間委託	4. 包括的業務委託	民or公	民	BOT、BTO コンセッション契約
	5. フランチャイズ	民	民	

(総務省・公営ガス民営化手法研究会資料より)



ガス事業を公営で行うことのメリット(一般論)

- 地方公共団体が経営していることから、事業に対する住民の信頼が厚い。
- 事業の透明性が確保されている。
- 事業の拡張等において民意が反映されやすい。
- 一般行政部門との連携によって、総合的な地域経営ができる。
- 水道、下水道等の他の公営企業と併せて経営する場合に、都市のインフラ施設をより計画的に整備することができる。さらに、共通する業務についてコスト削減が行いやすい。
- 住民への利益還元等、住民福祉を目的とした事業運営が行われる。
- 低所得者のガス料金を低くするなど、政策的な料金体系を設定できる。
- 公租公課(固定資産税、法人税、事業税、道路占用料等)が課せられない。
- 長期の償還年限となっている公的資金からの借り入れにより、採算性の確保に長期間を要する場合でも、事業展開が可能である。
- 住民を代表する議会を通じた経営管理が行われる。
- 地元企業に配慮した各種発注が可能である。



ガス事業を公営で行うことのデメリット（一般論）

- ガス事業法その他、地方自治法等の規定の適用を受ける。
- 公平性・公正性が強く求められることから、積極的・弾力的な営業展開が行いにくい。
- 業績の向上等に応じた給与の引き上げが困難なため、職員に対して業務に係るインセンティブを付与しにくい。
- 一般行政部局との人事ローテーションとの関係で、専門家が育ちにくい。
- 地方公営企業法上、附帯事業の範囲が限定的である。
- 地方公共団体にとっては、地方税等の収入がない。
- 公営企業の財政状況が悪化した場合に、一般会計の財政負担が生じる可能性がある。
- 過去に借り入れた地方債の繰上償還等につき、弾力性が少ない。
- 料金の改定に当たり、議会の議決が必要となるため、手続きや調整に時間を要する。



公営ガス事業をとりまく状況(1)

市町村合併


- **合併での事業統合等**

事業所数の減少(事業統合、事業整理)

- **行政区域拡大と人口増に対する**

サービス供給率の低下

公営の位置づけ低下、存在感の希薄化



公営ガス事業をとりまく状況(2-1)

行財政改革の推進(1)


■国の新行革指針(H17.3.29総務省)

計画的な行政改革の推進と説明責任の確保

- ・行政改革大綱の見直し(PDCAサイクルに基づく不断の点検)
- ・集中改革プランの公表

地方公営企業の経営健全化

- ・公共性の確保等の意義の再確認(サービス自体の必要性、公共実施の必要性)
- ・民間的経営手法の導入
- ・計画性・透明性の高い企業経営(中期経営計画、業績評価、情報開示)
- ・給与の適正化、事務事業の見直しと民間委託の推進



公営ガス事業をとりまく状況(2-2)

行財政改革の推進(2)


新松江市における行財政改革 新松江市行財政改革大綱(案)

基本的方向性

- ・新市全体の視点に立った効率的・効果的な施策の推進
- ・行政自らが担う役割の重点化
- ・行政組織運営の刷新

具体的な推進項目-地方公営企業の経営健全化

- ・定員管理の適正化、外部委託の推進、受益者負担の適正化
- ・ガス事業等、民間で対応可能な事業は、公営での事業継続の必要性を含め、抜本的な見直しを図る



公営ガス事業をとりまく状況(3)

厳しい経営環境

■電化攻勢

中国地区では新築及びリフォームで約25%(H17.3)が電化住宅

■技術革新の進展

専門的提案への対応

■天然ガス化への多大な投資